

11. 特殊食品を活用した災害時栄養・食生活支援の検討

宮島京子、白井祐二（北信保健所）、堀内亜矢子（総合リハビリテーションセンター）、高橋初江、成見みゆき、町田宗仁（佐久保健所）、佐々木隆一郎（飯田保健所）、寺井直樹（松本保健所）

要旨：災害時には地域において生活する食事制限が必要な者（慢性疾患等）、食物アレルギーを有する者、乳幼児・高齢者等普通の食事を食べるのでできない住民に対しては特殊食品の活用が有効である。また、不足する栄養素を補う視点からも災害時における特殊食品の有効的な活用について検討の必要がある。そこで、災害発生に備えが必要と思われる特殊食品について検討し、取扱い業者の実態を把握するとともに、今後の保健所の役割を検討した。その結果、保健所は市町村に対し特殊食品に関する情報提供及び入手方法や活用に関する支援を行うこと、更に普通の食事を食べるのでできない住民に対する支援についての連携体制の構築が必要と考えた。

キーワード：食事に配慮が必要な者、特殊食品、市町村・食品関連企業との連携

A. 目的

地域には、糖尿病、高血圧、腎疾患等の食事制限が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べるのでできない住民が生活している。

このような食事に配慮が必要な住民に対しては、特殊食品を活用することが効果的であるが、現在の災害時における食料供給体制をみると、十分な検討ができていないのが実態である。

そこで、災害時に特殊食品を効果的に活用するため、必要と思われる特殊食品について検討し、また取扱い業者の実態を把握することにより、食事に配慮が必要な住民に対する食支援について、保健所がはたす役割を検討することを目的とする。

B. 方法

①災害時に必要と思われる特殊食品の種類の検討

中越大震災及び中越沖地震の際、栄養・食生活支援に携わった新潟県の保健所管理栄養士に震災時に保健所で保管していた特殊食品の種類、入手方法を確認した。この資料を基礎に、災害時に有用な特殊食品をリストアップした。

②長野県内に搬入可能な特殊食品取扱い業者等の把握

特殊食品取扱い業者について、長野県栄養士会の賛助企業から拾い出した（13企業）。各企業の取扱い商品については、インターネットの企業情報から確認した。

③保健所の果たすべき役割の検討

以上二つの結果を基礎資料とし、グループディスカッションを行い、保健所の役割を検討した。

C. 結果

以下に検討結果を示した。

①災害時に必要な特殊食品

ア 乳幼児用

粉ミルク、アレルギー児用調整粉乳、特殊ミルク、離乳食、おかゆ

イ 慢性疾患患者用

エネルギー調整食品、たんぱく質調整食品、減塩・低塩食品

ウ 高齢者用

おかゆ、やわらか食等形態調整食

エ その他

流動食、食物繊維・カルシウム・鉄分等添加食品、食物アレルギー対応食品

②長野県内に搬入可能な特殊食品取扱い業者一覧及び取扱い商品の種類

表1に、特殊食品取扱い業者一覧及び取扱い商品の種類を示した。なお、業者名は匿名とした。

③保健所の果たすべき役割の検討

検討の結果、「保健所の役割は市町村が実施する災害時食生活支援活動を支援すること」とであると結論した。具体的支援内容は次の3点である。

- ・特殊食品に関する情報提供
- ・特殊食品の入手方法及び活用に関する支援
- ・普通の食事を食べるのでできない住民に対する支援についての連携体制の構築

表1 特殊食品取扱い業者一覧及び取扱い商品の種類

業者名	所在地	取扱い商品
A 製薬会社	長野市	イオン飲料、特定保健用食品
B 食品会社	長野市	濃厚流動食、とろみ調整食品、栄養補助食品
C 食品会社	長野市	乳児用粉ミルク、ベビーフード、流動食、介護食品
D 食品会社	長野市	特定保健用食品、栄養機能食品

E 製薬会社	松本市	特定保健用食品、ブレNDER食、とろみ調整食品、たんぱく質調整食品、濃厚流動食
F 医療会社	松本市	栄養補助食品
G 食品会社	松本市	おかゆ、ベビーフード、ヘルスフード（エネルギー調整）、介護食品
H 食品会社	松本市	濃厚流動食
I 製薬会社	塩尻市	介護・高齢者向け食品、たんぱく質調整食品、エネルギー補給食品
J 食品会社	伊那市	介護用食品
K 食品会社	新潟市	特定保健用食品、高齢者向け食品
L 食品会社	大阪市	在宅用介護食品
M 卸業者	坂城町	低カロリー食品、たんぱく質調整食品、減塩・低塩食品、高齢者用食品

D. 考察

①災害時に必要な特殊食品は、乳幼児から高齢者、病態者用まで幅広くあることがわかった。今後は、具体的な活用方法について検討する必要がある。

②県内における取扱い業者について、今回把握できたのは一部であり、県内各地域で活用されるためには、更に特殊食品取扱い業者の拾い出しが必要である。また、それぞれの業者における取扱い商品や災害時における支援体制について調べデータベースなどを作成し、市町村に情報提供することが必要である。

③今後、市町村と連携を図りながら食事に配慮を必要とする者の検討及び把握、市町村における特殊食品の備蓄についての検討を行っていく必要がある。

現在、「食事に配慮が必要な人」の定義が明確になっていない。今後、特殊食品の使用の有無にかかわらず「食事に配慮が必要な人」の定義を明確にし、具体的に必要な特殊食品についての類型化なども必要である。

また、平時には在宅であるが、被災時には施設入所となる者がいることも想定される。今後病院や高齢者施設等における特殊食品の備蓄状況及び支援体制を把握しておくことも必要である。

④食事に配慮が必要な者であっても、炊き出し等の一般住民用の食事をアレンジすることにより、特殊食品を利用することなく適切な食事をとることができる者もいる。今後、このような者への支援として、炊き出し等の料理の栄養価や料理法のアレンジの仕方、食べ方に関する情報を避難所に表示するなどの対応について検討していく必要がある。

⑤食事に配慮が必要な者は個別性が高く、より専門的な支援が必要である。今後、災害時にスムーズに支援するための方策や特殊食品についての研修会等を行っていく必要がある。

E. まとめ

地域住民にとって、災害時食生活支援の直接の実施機関は市町村である。市町村単位でみると、特殊栄養食品を必要とする者は少ないため、市町村単独では支援策が検討されていないのが現状である。そこで、今回は保健所の支援方法について検討した。

その結果、保健所が市町村に対し特殊食品に関する情報提供や入手方法及び活用方法を支援することが必要であると考えた。

また、今後は特殊食品に拘らず、普通の食事を食べることができない住民への支援についても併せて検討することが必要である。

<参考資料>

- 1) 健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン. 日本公衆衛生協会. 2007
- 2) 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン—実践編—. 新潟県福祉保健部. 2008